独立行政法人農畜産業振興機構の
令和３年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和３年度（第４期）
	中期目標期間	平成 30～令和４年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長　天野　正治
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長　坂本　延久

３．評価の実施に関する事項
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成 27 年４月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし。

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B：令和３年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
		B	B	B	B	

評定に至った理由

評価を行った結果、小項目では 11 項目が a 評価、82 項目が b 評価となり、中項目では２項目がＡ評価、21 項目がＢ評価となり、大項目の評価は６項目がＢ評価となった。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきＢ評価とした。

（項目別評定の分布）

小項目では、108 項目中　　11 項目が a 評価、82 項目が b 評価、評価対象外が 15 項目
中項目では、 31 項目中　　２項目がＡ評価、21 項目がＢ評価、評価対象外が８項目
大項目では、　８項目中　　６項目がＢ評価、評価対象外が２項目

評　価　項　目　（　大　項　目　）	評価
第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B
第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B
第３　予算、収支計画及び資金計画	B
第４　短期借入金の限度額	B
第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B
第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
第７　剰余金の使途	—
第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、畜産関係業務では、需給調整・価格安定対策、飼料穀物価格の高騰対策、飼料作物が暑熱等により不足したことに伴う自給飼料を酪農経営体等に支援する取組など、国の要請を踏まえた緊急対策についても、迅速かつ的確に実施している。野菜関係業務に関しては、暖冬等の影響によって主要野菜の価格低迷が長期化する中、大幅に見直しを行った需給調整・価格安定対策についても、当省・団体等と連携して的確に実施した。また、砂糖・でん粉関係業務では、新型コロナウイルスの感染拡大や首都直下地震等、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や業務マニュアルの作成により危機管理の向上を図った。情報収集提供業務に関しては、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube 等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品や国際果実野菜年等タイムリーなテーマを取り上げ、高評価を得られたこと等は評価できる。 業務運営の効率化の項目については、ICT の活用による業務の効率化において、各業務システムのオンライン化を計画的に推進するとともに令和４年度中に eMAFF を活用した業務手続きのオンライン化を進めるためオンライン化の方針を策定した。 業務経費（附帯事務費）や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、内部統制に係る平成 27 年度からの新たな取組についても、計画どおりに実施している。この他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画通りに実施しており、総じて順調な組織運営を行っていると評価する。

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

４．その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	（外部有識者からの意見） ・第８「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」についても、可能な限り定量的な目標を定めた方がいいのではないか。

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価 30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	項目別調書№.	備考
第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	**B**	**B**	**B**	**B**			
○１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	B	B	B		１－１	
(１)経営安定対策						〃	
ア　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等						〃	
◇(ア)肉用牛交付金の交付	b○	a○重	a○重	b○重		〃	
◇(イ)肉用牛交付金の交付状況の公表	－	b	b	b		〃	
◇(ウ)肉豚交付金の交付	－○	－○重	－○重	－○重		〃	
◇(エ)肉豚交付金の交付状況の公表	－	－	－	－		〃	
イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等						〃	
◇(ア)生産者補給交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(イ)ホームページによる交付状況の公表	b	b	b	b		〃	
◇ウ　畜産業振興事業	b	b	b	b		〃	
◇(２)緊急対策	b	a重	a重	a重		〃	
○２　畜産(酪農・乳業)関係業務	B	B	B	B		１－２	
(１)経営安定対策						〃	
ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等						〃	
◇(ア)生産者補給交付金等の交付	b○	a○重	b○重	b○重		〃	
◇(イ)加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b	b	b	b		〃	
イ　畜産業振興事業						〃	
◇(ア)酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(イ)補完対策	b	b	b	b		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価 30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	項目別調書№.	備考
酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施							
(２)需給調整・価格安定対策						〃	
ア　指定乳製品等の輸入・売買						〃	
◇(ア)国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札	b	b	b	b		〃	
(イ)国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等						〃	
◇①指定乳製品等の的確な売渡し	b	b	b	b		〃	
◇②需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	b	b	b	b		〃	
◇(ウ)価格騰貴等の場合における 20 営業日以内の需要者へ売渡しの実施	b	b	b	－		〃	
◇(エ)売り渡した輸入バターの流通計画等の公表	b	b	b	b		〃	
◇(オ)売買実績に係る情報の公表	b	b	b	b		〃	
◇イ　乳製品需給等情報交換会議の開催	b	b	b	b		〃	
◇(３)緊急対策	b	a重	a重	a重		〃	
○３　野菜関係業務	B	B	A	B		１－３	
(１)経営安定対策						〃	
◇ア　指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○重	a○重	b○重		〃	
◇イ　契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○重	a○重	b○重		〃	
◇ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇エ　業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表	b	b	b	b		〃	
◇オ　セーフティネット対策の適切な対応	b	b	a	b		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価 30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	項目別調書No.	備考
◇カ　野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	b	a	b		〃	
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	a	a	a		〃	
○4　特産(砂糖・でん粉)関係業務	B	B	B	B		1－4	
(1)経営安定対策						〃	
ア　砂糖関係業務						〃	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(イ)国内産糖交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b		〃	
イ　でん粉関係業務						〃	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b		〃	
(2)需給調整・価格安定対策						〃	
◇ア　砂糖関係業務	b	a	a	a		〃	
◇イ　でん粉関係業務	b	b	a	a		〃	
○5　情報収集提供業務	B	B	B	B		1－5	
(1)調査テーマの重点化						〃	
◇ア　情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化	b	b	a	b		〃	
◇イ　調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組	b	b	b	a		〃	
(2)需給等関連情報の迅速な提供						〃	
◇ア　情報の期間内の公表	b	b	b	b		〃	
◇イ　情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応	b	b	b	b		〃	
(3)情報提供の効果測定等						〃	
◇ア　アンケート調査の実施	b	b	a	b		〃	
◇イ　情報利用者の満足度	b	b	b	b		〃	
◇ウ　情報提供内容等の改善等	b	b	b	b		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価 30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	項目別調書No.	備考
○6　TPP等政策大綱への対応	A					1－6	
第2　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	**B**	**B**	**A**	**B**			
○1　業務運営の効率化による経費の削減	B	B	B	B		2－1	
◇(1)業務経費の削減	b	b	b	b		〃	
◇(2)一般管理費の削減	b	b	b	b		〃	
○2　役職員の給与水準	B	B	B	B		2－2	
○3　調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組	B	B	B	B		2－3	
◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組	b	b	b	b		〃	
◇(2)競争性、透明性の確保	b	b	b	b		〃	
◇(3)監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	b	b	b	b		〃	
○4　業務執行の改善	B	B	A	B		2－4	
(1)業務全体の点検・評価						〃	
◇ア　業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価	b	b	b	b		〃	
◇イ　第三者機関による業務の点検・評価の実施	b	b	a	b		〃	
◇ウ　第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映	b	a	－	a		〃	
(2)補助事業の審査・評価						〃	
◇ア　事業の達成状況等の自己評価	b	b	b	b		〃	
◇イ　第三者機関による事業の審査・評価	b	b	a	b		〃	
◇ウ　必要に応じた業務の見直し	b	b	b	－		〃	
○5　機能的で効率的な組織体制の整備	B	－	－	－		2－5	
○6　補助事業の効率化等	B	B	B	B		2－6	

中期計画（中期目標）	年度評価 30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	項目別調書№.	備考
（1）透明性の確保						〃	
◇ア　補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	b	b	b	b		〃	
◇イ　ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	b	b	b	b		〃	
◇ウ　事業説明会等の実施	b	b	b	b		〃	
（2）効率的な事業の実施						〃	
◇ア　事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	b	b	b	b		〃	
◇イ　費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	b	b	b	b		〃	
◇ウ　設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施	―	―	―	―		〃	
◇エ　設置後３年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	b	b	b	b		〃	
◇オ　事後評価	―	b	b	―		〃	
◇カ　事務処理手続の迅速化	b	b	c	b		〃	
◇キ　新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	b	b	b	b		〃	
◇ク　評価手法の必要に応じた改善等	―	―	―	―		〃	
◇ケ　決算上の不用理由の分析	b	b	b	b		〃	
◇コ　基金の見直し	b	b	b	b		〃	
○７　ICT の活用による業務の効率化	A	B	S	A		２－７	
○８　砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	B	B	B		２－８	
第３　予算、収支計画及び資金計画	**B**	**B**	**B**	**B**			
○１　財務運営の適正化	B	B	B	B		３	
◇（1）収益化単位の業務毎の予算と実績の適切な管理	b	b	b	b		〃	
◇（2）業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示	b	b	b	b		〃	
○２　資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	B	B	B	B		〃	
第４　短期借入金の限度額	**B**	**B**	**B**	**B**			
○１　運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ	―	―	―	―		４	
○２　国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	B	B	B	B		〃	
○３　でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	―	―	―	―		〃	
第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	**B**	**B**	**B**	**B**			
○１　緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B	B	B		５	
○２　平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B	B	B		〃	
第６　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	**―**	**―**	**―**	**―**			

中期計画（中期目標）	年度評価 30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	項目別調書№.	備考
	―	―	―	―		6	
第７　剰余金の使途	**―**	**―**	**―**	**―**			
	―	―	―	―		7	
第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	**B**	**B**	**B**	**B**			
○１　ガバナンスの強化	B	B	B	B		８－１	
(１)内部統制の充実・強化						〃	
◇ア　内部統制の推進	b	b	b	b		〃	
◇イ　役員会の開催	b	b	b	b		〃	
◇ウ　役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	b	b	a	b		〃	
◇エ　内部監査の実施	b	b	b	b		〃	
◇オ　リスク管理対策の推進	b	b	b	b		〃	
◇カ　個人情報保護対策の推進	b	b	b	b		〃	
◇(２)コンプライアンスの推進	c	b	b	b		〃	
○２　職員の人事に関する計画	B	B	B	B		８－２	
◇(１)職員の人事に関する方針	b	b	b	b		〃	
◇(２)人員に関する指標	b	b	b	b		〃	
(３)業務運営能力等の向上						〃	
◇ア　階層別研修の実施	b	b	b	b		〃	
◇イ　専門別研修の実施	b	b	b	b		〃	
○３　情報公開の推進	B	B	B	B		８－３	
◇(１)照会事項への対応	b	b	b	b		〃	
(２)資金の流れ等についての情報公開の推進						〃	
ア　畜産関係業務、野菜関係業務						〃	
◇(ア)機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	b	b	b	b		〃	
◇(イ)生産者等への資金に係る情報公開の推進	b	b	b	b		〃	
◇イ　特産関係(砂糖・でん粉)業務	b	b	b	b		〃	
◇ウ　機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進	b	b	b	b		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価 30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	項目別調書№.	備考
◇エ　事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進	b	b	b	b		〃	
○４　消費者等への広報	B	B	A	A		８－４	
(１)消費者等への情報提供						〃	
◇ア　広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	b	b	b	b		〃	
◇イ　消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	b	b	b	b		〃	
◇ウ　ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	b	b	a	a		〃	
◇エ　消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	b	b	a	a		〃	
◇(２)ホームページの機能強化	a	a	a	a		〃	
○５　情報セキュリティ対策の向上	C	B	A	B		８－５	
◇(１)情報セキュリティ対策の向上	c	b	a	b		〃	
◇(２)緊急時を含めた連絡体制の整備	b	b	b	b		〃	
○６　施設及び設備に関する計画	―	―	―	―		８－６	
○７　前期中期目標期間繰越積立金の処分	B	B	B	B		８－７	
○８　長期借入れを行う場合の留意事項	―	―	―	―		８－８	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
※２　難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
※３　重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
※４　「項目別調書No」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書Noを記載。

第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―１	１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （１）経営安定対策 ア　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ　畜産業振興事業 （２）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 畜産経営の安定に関する法律第 3 条 肉用子牛生産安定等特別措置法第 3 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0161、0163、0164

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考）（前中期目標期間最終年度値等）	30 年度	元年度	２年度	３年度	４年度
肉用牛交付金を交付した件数	―	―	1,255 件 (517 件)	18,197 件	45,187 件	19,291 件	
目標業務日以内に交付した件数	35 業務日以内の交付	―	1,255 件 (517 件)	18,197 件	45,187 件	19,291 件	
達成度合	―	―	100% (100%)	100%	100%	100%	
肉用牛交付金を交付した回数	―	―	― (―)	４回	４回	４回	
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	５業務日以内の公表	―	― (―)	４回	４回	４回	
達成度合	―	―	―	100%	100%	100%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	30 年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	206,302,632	243,818,007	336,213,928	273,194,195	
決算額（千円）	41,605,988	27,773,606	102,351,051	67,091,609	
経常費用（千円）	53,246,549	113,425,014	102,368,952	67,116,954	
経常利益（千円）	△25,493,694	△103,827,209	△2,914,336	△3,405,628	
当期総利益（千円）	14	50,480	3,760,875	△305,573	
行政コスト（千円）	―	113,425,014	102,368,952	67,116,954	
行政サービス実施コスト（千円）	18,172,373	―	―	―	
従事人員数	52.86	52.00	52.00	52.00	

			(－)				
肉豚交付金を交付した件数	－	－	－ (－)	－	－	－	
目標業務日以内に交付した件数	30 業務日以内の交付	－	－ (－)	－	－	－	
達成度合	－	－	－ (－)	－	－	－	
肉豚交付金を交付した回数	－	－	－ (－)	－	－	－	
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	５業務日以内の公表	－	－ (－)	－	－	－	
達成度合	－	－	－ (－)	－	－	－	
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した件数	－	188 件	202 件	229 件	202 件	207 件	
目標業務日以内に交付した件数	14 業務日以内の交付	188 件	202 件	229 件	202 件	207 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数	－	－	１回	３回	２回	１回	
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	５業務日以内の公表	－	１回	３回	２回	１回	
達成度合	－	－	100%	100%	100%	100%	
緊急対策として制定した事業数	－	－	28 事業	41 事業	36 事業	４事業	
目標業務日以内に要綱	18 業務日以内の要綱	－	28 事業	41 事業	36 事業	４事業	

	を制定した事業数	制定														
	達成度合	－	－	100%	100%	100%	100%									

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。

３）経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

４）30 年度の欄の括弧内は、TPP11 協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第２　中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成 30 年４月１日から令和５年３月 31 日までの５年間とする。			（◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目）				
	第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			評定	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、いずれもＢ評定であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評定はＢとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に２を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：６ 評定Ｓの中項目数：０×４点＝ ０点 評定Ａの中項目数：０×３点＝ ０点 評価Ｂの中項目数：５×２点＝ 10 点 評価Ｃの中項目数：０×１点＝ ０点 評価Ｄの中項目数：０×０点＝ ０点 （評価対象外：１） 合計 10 点（10／10＝100%）	
	１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （１）経営安定対策 ア　肉用牛及び肉豚に	１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （１）経営安定対策 ア　肉用牛及び肉豚に	１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （１）経営安定対策 ア　肉用牛及び肉豚に	○１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （１）経営安定対策 ア　肉用牛及び肉豚に			評定	B
							＜評定に至った理由＞ 項目別の評定（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定。以下同じ。）は、中項目に係る	

	ついての交付金の交付等	ついての交付金の交付等	ついての交付金の交付等	ついての交付金の交付等			具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の評定を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評定はａが１、ｂが５であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評定はＢとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に２を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：８ 評定ｓの小項目数：０×４点＝ ０点 評定ａの小項目数：１×３点＝ ３点 評価ｂの小項目数：５×２点＝ 10 点 評価ｃの小項目数：０×１点＝ ０点 評価ｄの小項目数：０×０点＝ ０点 （評価対象外：２） 合計　13 点（13／12＝108%） ・畜産（肉畜・食肉等）関係業務については畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・中期目標において、法人は畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和３年度は、飼料穀物価格の高騰対策等について、国の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし

	（ア）肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：－業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	（ア）肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	（ア）肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	◇（ア）肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は 100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。 肉用牛交付金については、TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を引き続き適切に実施した。 （別添１－１）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100%（19,291 件/19,291 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定：ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。 （第３期中期目標期間実績：－業務日）	（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。	（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。	◇（イ）ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を５業務日以内に公表を行った回数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未	＜主要な業務実績＞ 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から５業務日以内にホームページで公表した。 （別添１－１）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100%（４回/４回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定：ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	（ウ）肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：－業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	（ウ）肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	（ウ）肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	満であった ◇（ウ）肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は 100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 肉豚交付金については、平均粗収益が平均コストを上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。 肉豚交付金については、TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を、引き続き適切に実施した。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	評定 ― ―
	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。 （第３期中期目標期間実績：－業務日）	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。	◇（エ）ホームページによる交付状況の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を５業務日以内に公表を行った回数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以	＜主要な業務実績＞ 該当なし	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	評定 ― ―

				上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった			
	イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：11 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。	イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。	イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等 ◇（ア）生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を 14 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。 交付業務に当たっては、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して、事務スケジュールの順守の徹底等を周知した。 （別添１－２）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100%（207 件/207 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	（イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。 （第３期中期目標期間実績：５業務日）	（イ）交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から５業務日以内に、	（イ）交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から５業務日以内に、	◇（イ）ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を５業務日以内に公表を行った回数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組	＜主要な業務実績＞ 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から５業務日以内にホームページで公表した。 （別添１－３）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100%（１回/１回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

		ホームページで公表する。	ホームページで公表する。	内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった			
	ウ　畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 （第３期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%）	ウ　畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	ウ　畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	◇ウ　畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 経営安定対策の補完対策にあっては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。（第２の６の（１）のイ参照） ＜課題と対応＞ 特になし	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 第２の６の（１）のイ参照 ＜課題と対応＞ 特になし	評定：ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 （第３期中期目標期間実績：18 業務日） 【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。	（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇（2）緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は 80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 飼料穀物価格の高騰対策、新型コロナウイルス感染拡大に伴う肉用牛肥育経営等への支援対策事業等について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 （別添１－４）	＜評定と根拠＞ 評定ａ 事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は 100%（４事業/４事業）であった。 特に、飼料穀物価格が高騰する中、その支援等に当たり、異常補填基金の補填財源を早期に確保するため、事業実施主体の業務方法書等の改正手続きの実施時期を踏まえ、国、事業実施主体と緊密に連携するなどし、迅速かつ的確に事業を行うことができたことから、ａ評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 ａ 令和３年度新規事業として、飼料穀物価格が高い水準で続く中、異常補填基金の補填財源を早期に確保するため、事業実施主体の業務方法書等の改正手続きの実施時期を踏まえ、迅速かつ的確に事業を行うことができたことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、ａ評価とした。

４．その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 25%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―２	２　畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ　畜産業振興事業 （２）需給調整・価格安定対策 ア　指定乳製品等の輸入・売買、イ　乳製品需給等情報交換会議の開催 （３）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 畜産経営の安定に関する法律第 4 条、第 14 条、第 24 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0158、0161、0163、0164

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考）（前中期目標期間最終年度値等）	30 年度	元年度	２年度	３年度	４年度
加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数	－	44 件	66 件	147 件	153 件	158 件	
目標業務日以内に交付した件数	18 業務日以内の交付	44 件	66 件	147 件	153 件	158 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
受託数量等を公表した回数	－	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
目標業務日以内に公表した回数	９業務日以内の公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
加工原料乳生産者積立	－	－件	１件	３件	２件	３件	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	30 年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	97, 982, 477	103, 326, 214	113, 466, 983	80, 256, 475	
決算額（千円）	63, 337, 019	68, 069, 232	66, 346, 171	64, 028, 468	
経常費用（千円）	60, 988, 102	66, 820, 877	64, 950, 839	63, 136, 265	
経常利益（千円）	△7, 991, 425	△9, 860, 020	△8, 510, 870	△10, 432, 250	
当期総利益（千円）	1	7, 466	9, 565	1, 870	
行政コスト（千円）	－	66, 820, 877	64, 950, 839	63, 136, 265	
行政サービス実施コスト（千円）	28, 477, 095	－	－	－	
従事人員数	20. 39	22. 70	22. 70	22. 70	

金に係る補助金を交付した件数							
目標業務日以内に交付した件数	14 業務日以内の交付	ー件	１件	３件	２件	３件	
達成度合	ー	ー	100%	100%	100%	100%	
国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202 トン	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量	
輸入入札に付した数量	ー	137,202 トン	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量	137,202 トン ※全乳換算数量	
達成度合	ー	100%	100%	100%	100%	100%	
国が指示する方針による売渡計画の合計数量	計画の確実な実施	64,496 トン	58,455 トン ※製品重量	37,510 トン ※製品重量	18,050 トン ※製品重量	15,498 トン ※製品重量	
売渡入札に付した数量	ー	64,496 トン	58,455 トン ※製品重量	37,510 トン ※製品重量	18,050 トン ※製品重量	15,498 トン ※製品重量	
達成度合	ー	100%	100%	100%	100%	100%	
指定乳製品等の輸入の契約数	ー	295 件	443 件	288 件	384 件	ー	
目標業務日以内に売渡した契約数	20 業務日以内の売渡し	295 件	443 件	288 件	384 件	ー	
達成度合	ー	100%	100%	100%	100%	ー	
流通計画の公表回数	４回	４回	４回	４回	４回	４回	
目標の期日までに公表した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	４回	４回	４回	４回	４回	
達成度合	ー	100%	100%	100%	100%	100%	
売買実績に係る情報を	ー	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	

	公表した回数														
	目標の期日までに公表した回数	翌月19日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回								
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%								
	緊急対策として制定した事業数	－	－	５事業	５事業	16事業	１事業								
	目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18業務日以内の要綱制定	－	５事業	５事業	16事業	１事業								
	達成度合	－	－	100%	100%	100%	100%								

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。

３）経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	２　畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等	２　畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等	２　畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等	○２　畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等			評定	B
							＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はａが１、ｂが10であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はＢとした。 小項目の総数：12 評定ｓの小項目数：０×４点＝０点 評定ａの小項目数：１×３点＝３点 評価ｂの小項目数：10×２点＝20点 評価ｃの小項目数：０×１点＝０点 評価ｄの小項目数：０×０点＝０点 （評価対象外：１） 合計　23点（23／22＝105%） ・畜産（酪農・乳業）関係業務については、畜産経営の安定に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策、需給調整・価格安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。	

							・中期目標において、法人は畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を実施することとしており、令和３年度は、暑熱等により、飼料作物が生育不良等により不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業について、国の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし
	（ア）加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。）。 （第３期中期目標期間実績：18 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	（ア）加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	（ア）対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	◇（ア）生産者補給交付金等の交付 分母を支払請求件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 生産者補給交付金等の交付について、交付対象事業者等からの交付申請に係る支払請求件数 158 件に対し、18 業務日以内に交付を行った件数は 158 件であった。（別添２－１）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 支払請求のあった全てについて、交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100%（158 件/158 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定：ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から９業務日以内に、ホームページで公表する。 （第３期中期目標期間実績：８業務日） イ　畜産業振興事業 （ア）酪農対策 　酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金の交付等を行う。 　このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。 （第３期中期目標期間実績：実績なし） 【重要度：高】 　基本計画に基づく経営安定対策として、的確	（イ）交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から９業務日以内に、ホームページで公表する。 イ　畜産業振興事業 （ア）酪農対策 　生乳生産者の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 　このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。	（イ）交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から９業務日以内に、ホームページで公表する。 イ　畜産業振興事業 （ア）酪農対策 　加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。	◇（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 　分母を公表回数とし、分子を９業務日以内に公表した回数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった イ　畜産業振興事業 ◇（ア）酪農対策 　加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 　分母を加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を 14 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	＜主要な業務実績＞ 　交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、９業務日以内にホームページで公表した。 　事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第１号交付対象事業者（注）に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。 （別添２－２） （注）生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。 ＜主要な業務実績＞ 　補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、補助金の概算払請求に係る支払件数３件に対し、いずれも 14 業務日以内に交付した。	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100%（12 回/12 回）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし ＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　支払請求のあった３件について、いずれも 14 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（３件/３件）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。 評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	に実施する必要があるため。			ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった			
	（イ）補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 （第３期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%）	（イ）補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	（イ）補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあっては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	◇（イ）補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 経営安定対策の補完対策にあっては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。（第２の６の（１）のイ参照）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 第２の６の（１）のイ参照 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	（２）需給調整・価格安定対策 ア　指定乳製品等の輸入・売買 （ア）国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のた	（２）需給調整・価格安定対策 ア　指定乳製品等の輸入・売買 （ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従っ	（２）需給調整・価格安定対策 ア　指定乳製品等の輸入・売買 （ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受	（２）需給調整・価格安定対策 ア　指定乳製品等の輸入・売買 ◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分	＜主要な業務実績＞ 国家貿易機関として、令和３年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量につ	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 国から通知を受けた数量について、全量を輸入入札に付すことがで	評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	めの入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。 （第３期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%）	て国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。	けた令和３年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。 （イ）指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。	子を輸入入札に付した数量とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった （イ）国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売り渡し等 ◇①　指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指示する方針による売渡計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	いて、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。 ⅰ）国から通知を受けた数量　137,202 トン ⅱ）輸入入札に付した上で契約を締結した、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルの数量（不落札分を除く。） 全乳換算数量 137,202 トン ＜主要な業務実績＞ 四半期毎に農林水産省生産局長及び畜産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルを売渡入札に付した。 ⅰ）売渡計画の合計数量 15,498 トン ⅱ）売渡入札に付した数量 15,498 トン	きた。達成度合は 100%（137,202 トン/137,202 トン）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし ＜評定と根拠＞ 評定ｂ 指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は 100 %（15,498 トン/15,498 トン）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

				（売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。）			
		また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	◇②　需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握 ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった ｂ：取組は十分であった ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。また、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望・意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 需要者との情報交換会議や落札需要者からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	（イ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 （第３期中期目標期間実績：20 業務日）	（イ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	（ウ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	◇（ウ）価格高騰等の場合における 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数（20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。）とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況に至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	評定　― ―

				が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった			
	（ウ）上記（ア）又は（イ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 （第３期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末）	（ウ）上記（ア）又は（イ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	（エ）上記（イ）又は（ウ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	◇（エ）売り渡した輸入バターの流通計画等の公表 分母を４回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 輸入バターの流通販売計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに公表することができた。達成度合は100%（４回/４回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	（エ）指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。 （第３期中期目標期間	（エ）指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観	（オ）指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観	◇（オ）売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月 19 日までに公表した回数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成の	＜主要な業務実績＞ 売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の 19 日までにホームページで公表した。 （別添２－３）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月 19 日までに公表することができた。達成度合は 100%（12 回/12 回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	実績：翌月の 19 日）	点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。	点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。	ための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100％であった ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった ｄ：達成度合は、80％未満であった			
	イ　乳製品需給等情報交換会議の開催 　脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 （参考：第３期中期目標期間実績：６回（平成 29 年度実績））	イ　乳製品需給等情報交換会議の開催 　脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	イ　乳製品需給等情報交換会議の開催 　脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	◇イ　乳製品需給等情報交換会議の開催 ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった ｂ：取組は十分であった ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 　脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と５月、10 月及び１月に共催した。	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催し、関係者間で情報共有と意見交換を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	（３）緊急対策 　酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 （第３期中期目標期間	（３）緊急対策 　酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	（３）緊急対策 　酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇（３）緊急対策 　分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100％で	＜主要な業務実績＞ 　令和３年度の暑熱等により、飼料作物が生育不良等により不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 （別添１－４）	＜評定と根拠＞ 評定ａ 　事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は 100％（１事業/１事業）であった。 　特に、暑熱等により、飼料作物が生育不良等となり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する取組の実施に当たっては、輸入粗飼料の入手が困難になりつつある中、早急に事業を実施する必要があったこ	評定　ａ 　暑熱等により、飼料作物が生育不良等となり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業について、輸入粗飼料の入手が困難になりつつある中、早急に事業を実施する必要があったことを踏まえ、新たに措置された事業の内容を周知するとともに、地域における被害等の状況を把握するため、Web 会議システムを利用した説明会を開催する等、迅速かつ的確に事業を実施できたことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、ａ評価とした。

	実績：18 業務日） 【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められるところであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。			あった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は 80%未満であった		とを踏まえ、新たに措置された事業の内容を周知するとともに、地域における被害等の状況を把握するため、Web 会議システムを利用した説明会を開催するなど、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を行うことができたことから、ａ評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	

４．その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 80%程度となっているが、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量が当初の見込みを下回ったことが要因である。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―３	３　野菜関係業務 （１）経営安定対策 ア　指定野菜価格安定対策事業、イ　契約指定野菜安定供給事業、ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ　業務内容等の公表、 オ　セーフティネット対策の適切な対応、カ　野菜農業振興事業 （２）需給調整・価格安定対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 野菜生産出荷安定法
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0159、0164、0174

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考）（前中期目標期間最終年度値等）	30 年度	元年度	２年度	３年度	４年度
登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数（指定野菜）	－	1,115 件	1,515 件	1,845 件	1,787 件	2,212 件	
目標業務日以内に交付した件数	11 業務日以内の交付	1,115 件	1,515 件	1,845 件	1,787 件	2,212 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数(契約指定野菜)	－	109 件	87 件	115 件	133 件	151 件	
目標業務日以内に交付した件数	21 業務日以内の交付	109 件	87 件	115 件	133 件	151 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総	－	707 件	771 件	969 件	886 件	1,008 件	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	30 年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	17,434,234	22,450,495	25,197,368	25,674,399	
決算額（千円）	15,274,910	19,864,951	21,316,559	23,556,066	
経常費用（千円）	14,451,961	19,451,678	20,955,644	23,126,277	
経常利益（千円）	28,514	33,779	100,225	29,174	
当期総利益（千円）	235,256	35,940	102,361	30,002	
行政コスト（千円）	－	19,451,678	20,955,644	23,126,277	
行政サービス実施コスト（千円）	11,557,545	－	－	－	－
従事人員数	30.25	30.00	30.00	30.00	

件数（特定野菜）							
目標業務日以内に交付した件数	11 業務日以内の交付	707 件	771 件	969 件	886 件	1,008 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
交付予約数量等の公表月数（計画値）	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	
交付予約数量等の公表月数（実績値）	－	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数	－	１事業	１事業	１事業	１事業	１事業	
事業説明会等を開催した事業数	－	１事業	１事業	１事業	１事業	１事業	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
需給調整･価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数	－	２事業	２事業	２事業	２事業	２事業	
事業説明会等を開催した事業数	－	２事業	２事業	２事業	２事業	２事業	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、野菜関係に関するもの（生産等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載

３．各事業年度の業務に係る標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	３　野菜関係務 （１）経営定対策	３　野菜関係業務 （１）経営安定対策	３　野菜関係業務 （１）経営安定対策	○３　野菜関係業務 （１）経営安定対策			評定　B ＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はａが１、ｂが６であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上120%未満であることから、評定はＢとした。 小項目の総数：７ 評定ｓの小項目数：０×４点＝ ０点 評定ａの小項目数：１×３点＝ ３点 評価ｂの小項目数：６×２点＝ 12 点 評価ｃの小項目数：０×１点＝ ０点 評価ｄの小項目数：０×０点＝ ０点 合計　15 点（15／14＝107%） ・野菜関係業務については、野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策に係る業務については、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補塡水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより、価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加。さらに、国連が定めた国際果実野菜年 2021 の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ＨＰにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成が図られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし

	ア　指定野菜価格安定対策事業 　定野菜の価格の著し低落があった場合にいて、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 　生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：11 業務日） 【重要度：高】 　基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	ア　指定野菜価格安定対策事業 　指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	ア　指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ア　指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付 　分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 　生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった2,212件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 （別添３－１）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（2,212 件/2,212 件）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	イ　契約指定野菜安定供給事業 　あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 　生産者補給交付金等	イ　契約指定野菜安定供給事業 　契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。	イ　契約指定野菜安定供給事業 　契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。	◇イ　契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付 　分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 21 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容	＜主要な業務実績＞ 　生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった151件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に全て交付した。 （別添３－２） 　なお、令和３年２月に開設した国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”について、令和４年２月 22 日開催の第34回独立行政法人評価制度	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　交付申請のあった全てについて、21 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（151 件/151 件）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：21 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	委員会（総務省主催）において、他法人等の参考に資するものとなる取組事例として紹介された。 （別添３－３）		
	ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。 助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：11 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 助成金の交付については、交付申請のあった 1,008 件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 （別添３－４）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100%（1,008 件/1,008 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	エ　業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品	エ　業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品	エ　業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品	◇エ　業務内容等の公表 野菜価格安定制度の	＜主要な業務実績＞ 野菜価格安定制度の対象となっている各品	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 事務処理を迅速に行	評定　ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 （第３期中期目標期間実績：毎月）	目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表 　分母を12月とし､分子を公表した月数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで公表した。 　また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。 （別添３－５）	った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100%（12 月/12 月）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし	
		オ　セーフティネット対策の適切な対応 　農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成 31 年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。	オ　セーフティネット対策の適切な対応 　農業保険法(昭和22年法律第185号）に基づく収入保険の令和３年からの新規加入者について、野菜価格安定制度との同時利用を可能とする特例が開始されたことに伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、登録出荷団体等への周知や照会等に適切に対応する。	◇オ　セーフティネット対策の適切な対応 ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった ｂ：取組は十分であった ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 　野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web 会議）(対象者 210 名）において、同時利用の特例の内容、留意事項、実施状況などを説明・周知した。 　また、令和３年 10 月の収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用可能期間の延長及び自動継続特約の導入についても、農林水産省・全農等と緊密に連携し、現場が混乱しないよう、Ｑ＆Ａ集の更新・拡充、問合せ対応（43 件)、ホームページによる留意事項などの情報提供の	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　野菜価格安定対策事業実務担当者説明会の開催、Ｑ＆Ａ集の更新・拡充、問合せ対応、ホームページによる留意事項などの情報提供により事業内容の周知・徹底を図り、混乱なく円滑な運用ができた。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定　ｂ 　法人の自己評価は、適当と認められる。

					更新により事業内容の周知・徹底を図った。		
	オ　野菜農業振興事業 　野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 （第３期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%）	カ　野菜農業振興事業 　野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	カ　野菜農業振興事業 　野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	◇カ　野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 　分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 　契約野菜収入確保モデル事業について、野菜事業担当者会議（Web 方式）での事業内容の説明を行った。また、事業実施主体の公募を行うに当たり、ホームページ、Facebook、情報誌、農業紙などへの広告掲載、生産者・中間事業者への事業の情報提供に加え、過年度の応募者の傾向や問合せの状況を踏まえ、生産者と契約取引を行う農協を対象としたプロモーション（公募チラシの郵送、電話での案内など）を新たに実施するなど、幅広く事業内容の周知を行った。	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　契約野菜収入確保モデル事業について野菜事業担当者会議（Web 方式）で事業内容の説明を行うことができた。達成度合は 100%（１事業/１事業）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定　b 　法人の自己評価は、適当と認められる。
	（２）需給調整・価格安定対策 　野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と	（２）需給調整・価格安定対策 　野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業	（２）需給調整・価格安定対策 　野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、緊急需給調整事業その他の野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	◇（２）需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 　分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は 100%で	＜主要な業務実績＞ 　緊急需給調整事業及び端境期等対策産地育成事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web 会議）（対象者 210 名）において、事業内容、申請手続等の説明を行い、周知を図った。 　また、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中、適切なタイミングでの需給調整を促すため、今	＜評定と根拠＞ 評定ａ 　野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、野菜農業振興事業の事業内容、申請手続等の説明を行い、事業の普及推進を図ることができた。達成度合は 100%（２事業/２事業）であった。 　また、暖冬等の影響による主要野菜の価格の低迷の長期化を踏まえて事業を大幅に見直し、	評定　a 　暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補塡水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加した。また、国連が定めた国際果実野菜年 2021 の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図ることができたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、ａ評価とした。

	連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 （第３期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%）	説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。		あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	年度から補塡水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、農林水産省・全農等と連携して当該見直しに係る周知に努めた結果、交付実績が大幅に増加した。 　さらに、国連が定めた国際果実野菜年 2021 の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。 （別添３－６）	当該見直しの周知に努めた結果、交付実績が大幅に増加し、事業実施後において一定の事業効果が確認できたことに加え、国際果実野菜年 2021 の機会を捉えて需給情報の発信強化を図ることで、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図ることができたことから、a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 　特になし	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―４	４　特産（砂糖・でん粉）関係業務 （１）経営安定対策 ア　砂糖関係業務、イ　でん粉関係業務 （２）需給調整・価格安定対策 ア　砂糖関係業務、イ　でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0164、0190

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考）（前中期目標期間最終年度値等）	30 年度	元年度	２年度	３年度	４年度
甘味資源作物交付金概算払請求の総件数	－	229 件	210 件	208 件	196 件	216 件	
目標業務日以内に交付した件数	８業務日以内の交付	229 件	210 件	208 件	196 件	216 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
国内産糖交付金の申請書受理の総件数	－	184 件	158 件	183 件	174 件	185 件	
目標業務日以内に交付した件数	18 業務日以内の交付	184 件	158 件	183 件	174 件	185 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
交付決定数量を公表した回数	－	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
目標の期日までに公表した回数	翌月の 15 日までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	30 年度	元年度	２年度	３年度	４年度
予算額（千円）	105,049,913	108,463,796	106,765,272	115,328,720	
決算額（千円）	88,534,195	95,355,078	97,660,255	98,990,696	
経常費用（千円）	67,069,951	78,380,556	72,559,560	70,270,855	
経常利益（千円）	5,438,645	△6,403,913	△9,210,028	△10,366,183	
当期総利益（千円）	5,438,645	△6,403,913	△8,591,263	△9,105,217	
行政コスト（千円）	－	78,380,556	72,559,560	70,270,855	
行政サービス実施コスト（千円）	△21,468,916	－	－	－	
従事人員数	50.20	52.98	52.98	52.98	

達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数	－	82 件	77 件	70 件	72 件	66 件	
目標業務日以内に交付した件数	８業務日以内の交付	82 件	77 件	70 件	72 件	66 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
国内産いもでん粉交付金の申請書受理の総件数	－	82 件	79 件	77 件	67 件	64 件	
目標業務日以内に交付した件数	18 業務日以内の交付	82 件	79 件	77 件	67 件	64 件	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
交付決定数量を公表した回数	－	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
目標の期日までに公表した回数	翌月の 15 日までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
輸入指定糖等の売買実績を公表した回数	－	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
目標の期日までに公表した回数	翌月の 15 日までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
達成度合	－	100%	100%	100%	100%	100%	
輸入指定でん粉等の売買実績を公表した回数	－	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
目標の期日までに公表	翌月の 15 日までの公	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	

	した回数	表														
	達成度合	ー	100%	100%	100%	100%	100%									

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
２）予算額、決算額は支出額を記載。
３）平成 30 年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付（砂糖 19,600 百万円、でん粉 6,160 百万円）したため。
４）令和元年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入 611 億円に対し交付金等支出が 677 億円となり 66 億円の収支差が生じたため。
５）令和２年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入 540 億円に対し交付金等支出が 623 億円となり 83 億円の収支差が生じたため。
６）令和３年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入 514 億円に対し交付金等支出が 606 億円となり 92 億円の収支差が生じたため。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	４　特産（砂糖・でん粉）関係業務	４　特産（砂糖・でん粉）関係業務	４　特産（砂糖・でん粉）関係業務	○４　特産（砂糖・でん粉）関係業務			評定	B
							＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はａが２、ｂが６であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はＢとした。 小項目の総数：８ 評定ｓの小項目数：０×４点＝ ０点 評定ａの小項目数：２×３点＝ ６点 評価ｂの小項目数：６×２点＝ 12 点 評価ｃの小項目数：０×１点＝ ０点 評価ｄの小項目数：０×０点＝ ０点 合計　18 点（18／16＝113%） ・砂糖・でん粉関係業務については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策に係る業務については、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	

	（１）経営安定対策 ア　砂糖関係業務 （ア）甘味資源作物交付金の交付 　甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：８業務日） 【重要度：高】 　基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	（１）経営安定対策 ア　砂糖関係業務 （ア）甘味資源作物交付金の交付 　甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	（１）経営安定対策 ア　砂糖関係業務 （ア）甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	（１）経営安定対策 ア　砂糖関係業務 ◇（ア）甘味資源作物交付金の交付 　分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を８業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100％であった ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった ｄ：達成度合は、80％未満であった	＜主要な業務実績＞ 　甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった216件全てについて、８業務日以内に交付した。 （別添４－１）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　概算払請求のあった全てについて８業務日以内に交付することができた。達成度合は100％（216件/216件）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定　ｂ 　法人の自己評価は、適当と認められる。
	（イ）国内産糖交付金の交付 　国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：18業務日） 【重要度：高】 　基本計画に基づく経営安定対策であり、ま	（イ）国内産糖交付金の交付 　国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	（イ）国内産糖交付金の交付 　国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	◇（イ）国内産糖交付金の交付 　分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は100％で	＜主要な業務実績＞ 　国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった185件全てについて、18業務日以内に交付した。 （別添４－２）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 　交付申請のあった全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は100％（185件/185件）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定　ｂ 　法人の自己評価は、適当と認められる。

	た、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった			
	（ウ）業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 （第３期中期目標期間実績：翌月の15日）	（ウ）業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	（ウ）業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	◇（ウ）業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 ｓ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。 （別添４－３）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100%（12 回/12 回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	イ　でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求にお	イ　でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求におい	イ　でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求におい	イ　でん粉関係業務 ◇（ア）でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金	＜主要な業務実績＞ でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 概算払請求のあった全てについて、８業務日以内に交付することができた。達成度合は	評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

いて、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：８業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	て、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	て、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	の概算払請求の総件数とし、分子を８業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100％であった ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった ｄ：達成度合は、80％未満であった	払請求があった 66 件全てについて、８業務日以内に交付した。 （別添４－４）	100％（66 件/66 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
（イ）国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 （第３期中期目標期間実績：18 業務日） 【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	（イ）国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	（イ）国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	◇（イ）国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100％であった ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった ｄ：達成度合は、80％未満であった	＜主要な業務実績＞ 国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった 64 件全てについて、18 業務日以内に交付した。 （別添４－５）	＜評定と根拠＞ 評定ｂ 交付申請のあった全てについて 18 業務日以内に交付することができた。達成度合は100％（64 件/64 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定：ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。

	（ウ）業務内容等の公表 　ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 （第３期中期目標期間実績：翌月の15日）	（ウ）業務内容等の公表 　本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	（ウ）業務内容等の公表 　本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	◇（ウ）業務内容等の公表 　でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 　分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100％であった ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった ｄ：達成度合は、80％未満であった	＜主要な業務実績＞ 　ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。 （別添４－６）	＜評定と根拠＞ 　評定ｂ 　事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100％（12 回/12 回）であった。 ＜課題と対応＞ 　特になし	評定 ｂ 法人の自己評価は、適当と認められる。
	（２）需給調整・価格安定対策 ア　砂糖関係業務 　機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 （第３期中期目標期間実績：翌月の15日）	（２）需給調整・価格安定対策 ア　砂糖関係業務 　砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績	（２）需給調整・価格安定対策 ア　砂糖関係業務 　砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績	○（２）需給調整・価格安定対策 ◇ア　砂糖関係業務 　輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の売買実績の公表 　分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成の	＜主要な業務実績＞ 　ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までに公表した。 （別添４－７） 　また、新型コロナウイルス感染の拡大の影響により、多くの担当	＜評定と根拠＞ 評定ａ 　事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100％（12 回/12 回）であった。 　輸入指定糖等からの調整金徴収業務については、新型コロナウイルスの感染拡大など非常時にあっても、在宅	評定 ａ 新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、ａ評価とした。

		を翌月の15日までに公表する。	を翌月の15日までに公表する。	ための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Web システムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和３年 11 月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。	勤務や地方事務所の活用により通関手続きが停滞することのないよう物流の円滑化に資するための体制を整備することができたことから、ａ評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	イ　でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 （第３期中期目標期間実績：翌月の15日）	イ　でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	イ　でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	◇イ　でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 ｓ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる ａ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる ｂ：達成度合は、100%であった ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった ｄ：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表した。 （別添４－７） また、新型コロナウイルス感染の拡大の影響により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Web システムを改修し、売買申込に係る審査を電子化	＜評定と根拠＞ 評定ａ 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100%（12 回/12 回）であった。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により多くの担当職員が出勤困難となった場合でも、業務を継続し通関手続きが停滞することのないよう物流の円滑化に資するためのスキームを構築するなど、業務の見直しや体制整備等をいち早く行うことができたこと	評定：ａ 新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、ａ評価とした。

					することで売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和３年 11 月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。	から、ａ評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	

４．その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 86%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと及び調整金収入が当初の見込を下回ったことにより国庫納付金が減少したこと等が要因である。